

はじめに

本マニュアルの目的と利用者の皆さまへ

本マニュアルは、就労選択支援に関わる

全ての関係者(支援者、行政、相談支援専門員、学校等)を対象としています。

就労選択支援は、利用者が自らの意思や希望に基づき、

働く環境や働き方を自ら選択し決定できるように支援するためのサービスであり、

単なる手続きとして運用されるべきではないという共通認識を持つために活用されます。

第1章 就労選択支援の概要 … 01

第2章 サービス利用までの手続きと
関係機関の役割 … 03

第3章 就労選択支援の実施 … 07

第4章 進路選択支援における多機関連携と
関係機関への協力のお願ひ … 11

第5章 就労選択支援に関するQ&A … 13



第1章

就労選択支援の概要

01 就労選択支援とは

本人と協同で「働き方」を考えるサービス

就労選択支援創設の背景と目的

背景

厚生労働省が2020年(令和2年)に設置した「障がい者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会」の議論を経て、従来の就労系障がい福祉サービスにおける「制度上の課題」と「支援上の課題」の双方に対処するため、利用者が働く場所や働き方をより良いものとするための枠組みとして創設されました。

目的

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性などに合った選択を支援する新たなサービスを創設することにあります。

就労選択支援の基本

1. 働く可能性を支援する

就労選択支援事業は決して「B型事業所などに行くために行うもの」ではありません。あくまでも働くことを希望している障がい者が、自分の希望に合った働き方を自ら選択し、決定できるように支援するためのサービスです。これから働くことを考えている人、就労系サービス事業所の利用を考えている人、現在就労系サービス事業所を利用して、ステップアップを考えている人など、多くの人に利用してもらえるサービスを目指していきます。

2. 意思決定支援

支援の中心には、本人の「選択を支える」という視点があります。支援者は、技術的なスキルだけでなく、本人の意思を尊重し、意思決定支援の視点から中立的なスタンスを持つことが大切です。

3. 就労の可否を判断したり、サービスの振り分けを行うものではないことの明確化

就労選択支援は、就労の可否を判断したり、就労系障がい福祉サービスの利用の振り分けを行うものではありません。支援者が「評価者」ではなく本人の強みや特性に着目し、その可能性を広げるよう支援することが求められます。



就労選択支援は本人の選択肢を広げ、本人のもつ能力や適性の変化に応じて適切な進路を選択できる可能性が高まります。支援者は本人の希望を達成するための支援内容を明確にし、計画を本人と協同で作成・実施することで、支援の成功の可能性を拡大することにつながります。

02 サービスを利用できる人

対象者と利用のタイミング

就労選択支援の対象者は、就労系福祉サービスへの利用を希望している方、および現に利用している方です。特にこれまで働いた経験がない方を想定しています。

だれが利用できますか

- 1 特別支援学校や一般高校に通っている方
また卒業後の進路をこれから考えたい方など
進路がまだ決まっていない段階の方



- 2 原則として利用が必要になる方(制度上の区分)

就労継続支援B型を新しく利用したい方：令和7年(2025年)10月から原則利用。

就労継続支援A型を新しく利用したい方：令和9年(2027年)4月から原則利用。

就労移行支援の利用期間を更新(延長)したい方：標準利用期間を超えて更新を希望する場合、令和9年4月から原則利用。

- 3 本人の希望に応じた利用(ステップアップ等)

すでに福祉サービスを利用している方も本人の希望により活用できます。

現在、就労系福祉サービス(A型、B型)を利用中であり、

「今の自分に合った別の働き方に挑戦したい」と考えた時に利用可能です。



- 4 利用の必要がない方

以下に該当する方は、就労選択支援を経ずに就労継続支援B型などの利用が可能です。

- ・ 50歳以上の方
- ・ 障害基礎年金1級の受給者
- ・ 就労経験があり、年齢や体力の面で一般企業への雇用が困難になった方

サービス類型		新たに利用する 意向がある障害者	既に利用しており、 支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者 (下記以外の者)	令和7年10月から原則利用	希望に応じて利用
	・50歳に達している者または障害年金1級受給者 ・就労経験ありの者(就労経験がある者であって、 年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが 困難になった者)	希望に応じて利用	
就労継続支援A型		令和9年4月から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和9年4月から原則利用 ※標準利用期間を超えて更新を希望する者

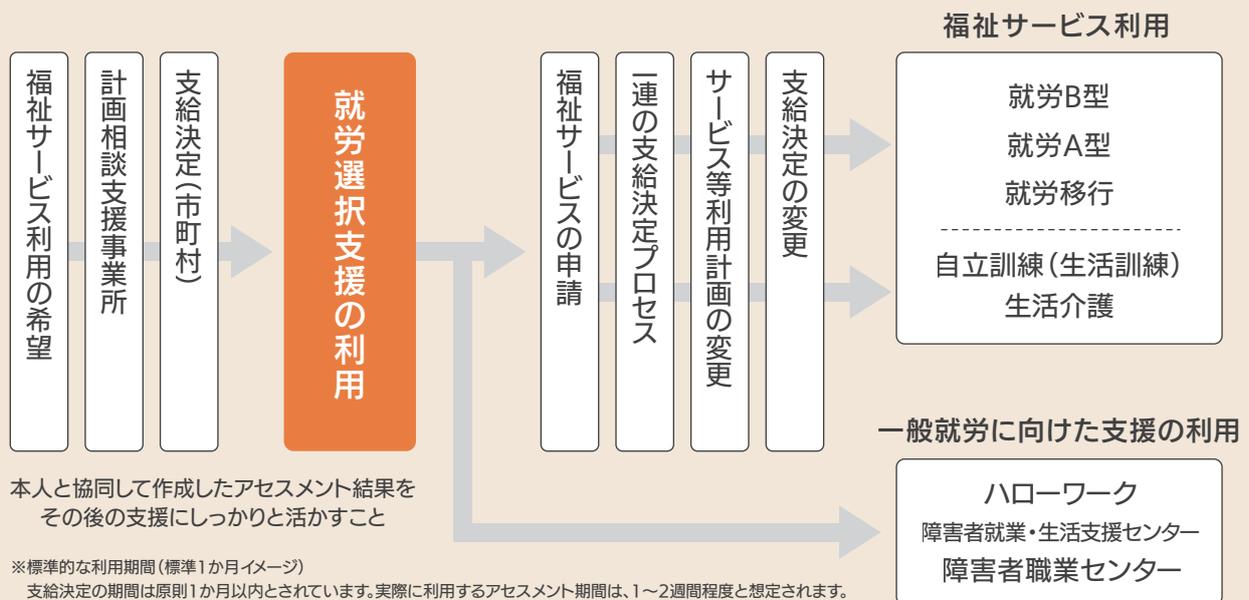
第2章

サービス利用までの手続きと 関係機関の役割

01 サービスの利用プロセス全体図

本人と協同で「働き方」を考えるサービス

就労選択支援は、就労系障害福祉サービスとして、市区町村の支給決定に基づき利用されます。以下に、利用開始から進路選択までの全体的な流れを示します。



STEP
1

利用申請(はじめに)

市町村の障害福祉窓口や計画相談支援事業所に相談し、申請します。
支給決定後、就労選択支援事業所と契約し、面談を行います。

STEP
2

就労選択支援の利用(アセスメント)⇒詳細7P参照

利用期間はおおむね1か月です。実際のアセスメント期間は1~2週間程度と想定されます。
作業体験などを通して、本人の強みや特性、必要な配慮を整理します。

STEP
3

アセスメント結果を踏まえた意思決定

アセスメント結果をもとに、本人が進路を選びます。

福祉サービスを利用する場合：就労移行支援や就労継続支援などを選び、次の支援につなげます。
すぐに一般就労を目指す場合：ハローワークなどと情報を共有し、就職に向けた支援を行います。

02 各関係機関の役割

申請と調整

就労選択支援事業をより良いサービスにしていくためには、様々な支援機関の方の理解が不可欠となります。それぞれの機関がどういったことに気をつけるといいのか、どのようにこのサービスを活用していけばよいか、ポイントをご紹介します。

すべての方へ

障がいがあることを伝えないで企業で働いたり、障がいがあることを伝えたくて企業で働いたり、企業で働くことを目指して就労移行支援事業所を利用したり、福祉的な支援を受けながら働いたり、働くといっても様々な選択肢があります。それにも関わらず当事者がその選択肢に出会える機会はまだまだ整備されていません。

この新たなサービス「就労選択支援事業」を通じて私たち支援者は当事者が多様な選択肢の中から自分の希望や能力、適性などに合った選択ができるよう支援していくことが求められます。

単なる手続き的なサービスではありません

これまで地域で行われてきた就労アセスメントは、「B型の作業所を利用するためにやらなければならない手続き」といったような誤った認識が広がってしまいました。障がいがある人の働く可能性を広げ、障がいがある人自身が納得できる選択ができるよう支援するのが就労選択支援事業です。決して単なる手続きにはいきません。



就労選択支援事業をより良いサービスにしていくためには、様々な支援機関の方の理解が不可欠となります。それぞれの機関がどういったことに気をつけるといいのか、どのようにこのサービスを活用していけばよいか、ポイントをご紹介します。

次のページで詳しく説明します



- 市町村の役割
- 特定相談支援事業所の役割
- 特別支援学校・学校の役割
- 就労系福祉サービスの役割

市町村(障害福祉担当課)の役割

障害福祉サービス全般の相談受付と支給決定を担います

サービス利用に関する最初の窓口として、事業所案内のほか、アセスメント結果を当初の支給決定プロセスで既に把握している情報と合わせて活用できるようにします。「利用者にとってベストな支援を個別的に判断する」ことが大切です。

そのため、各市の障害福祉担当課はサービス利用に関するはじめの窓口の1つとして、制度説明や特定相談支援事業所・就労選択支援事業所についての案内を丁寧に行いましょう。



特定相談支援事業所の役割

利用者のためのサービス利用全体のマネジメントを担います

サービス利用に関するはじめの窓口の一つとして、制度の説明や特定相談支援事業所・就労選択支援事業所について、分かりやすく丁寧に案内しましょう。

また、就労選択支援で得られたアセスメント結果を、これまでに把握している情報とあわせて活用しましょう。その内容を踏まえ、次に利用するサービスにつながるように計画を立案することが大切です。



特別支援学校・学校の役割

進路決定前に、本人の理解を深め、選択を支えましょう

学校で行われている進路指導においても、進路を決めるためのツールの一つとして活用し、アセスメント結果を進路指導に反映させましょう。

なお、進路を事前に決めたくて活用すると、「〇〇に行くためにやらなければならないこと(いわゆる直B問題)」となり、制度本来の趣旨が損なわれます。進路が決まる前の段階で活用することが重要です。



就労系福祉サービスの役割

就労選択支援に関する情報提供を適切に行いましょう

就労選択支援の利用を含めたサービス等利用計画を作成し、就労選択支援で得られたアセスメント結果を踏まえて、本人に合った地域資源を提案しましょう。また、アセスメント結果が次の支援やサービス選択に活かされるよう、関係機関につなげていくことが大切です。

合わせて、すでに福祉サービスを利用している方にも、就労選択支援事業について分かりやすく情報提供を行いましょう。



03 利用検討時の本人・家族への説明事項

就労選択支援事業所について、説明をするときのポイント

1. サービスの目的

就労選択支援は、進路を決めるための「自分を知る」支援です。就労できるかどうかを判定したり、進路を決めつけたりするものではありません。作業体験などを通して、本人の強み・課題・必要な配慮を整理し、本人が納得して進路を選ぶことを目的としています。

2. 支援の内容と流れ

利用期間は標準で約1か月（作業評価は1～2週間程度）です。

主な流れ

- STEP 1 面談による希望や不安の聞き取り
- STEP 2 作業体験を通じたアセスメント
- STEP 3 関係機関によるケース会議
- STEP 4 結果をまとめ、本人へ分かりやすくフィードバック
整理した内容は今後の進路計画に活かします



3. 説明時の重要な注意点

☑ 進路を決めるのは本人

アセスメント結果は判断材料であり、最終決定は本人の意思を尊重します。

☑ 在学中でも利用可能

学校長の判断により、欠席扱いにならず利用できます。

☑ B型利用との関係

令和7年10月以降、B型利用前に原則必要となりますが、進路を狭めるためではなく、選択肢を広げるための支援です。
(A型利用は令和9年4月～)

☑ 利用手続き

障害福祉サービスのため、利用には市区町村発行の受給者証が必要です。詳細については、各市町村福祉担当課の窓口案内しましょう。

第3章

就労選択支援の実施

01 就労選択支援の進め方

本人と共に進める段階的な支援

利用開始

STEP
1

面談（情報収集）

ニーズアセスメント

本人やご家族への聞き取り

情報収集

- ・ 関係機関等への聞き取り
- ・ 状況を整理し、支援の方向性を決める



POINT

本人自身も気が付いていない
「希望」を引き出しましょう

STEP
2

作業場面を活用したアセスメント

- A) 模擬的就労を活用したアセスメント
- B) 職場実習を活用したアセスメント
- C) その他の場面における行動観察



POINT

本人の能力を引き出し
必要とされる配慮を考えましょう

STEP
3

アセスメントシートの作成

- ・ アセスメントシートに情報を整理
- ・ 本人と話し合いながら作成する



POINT

アセスメントシートは
次の支援につなげるための「バトン」です
伝わる・活かせる情報提供を意識しましょう

STEP
4

本人の希望の整理と意思決定

- ・ アセスメントシートの共有
- ・ 今後の支援の方向性について協議を行う



POINT

本人を主体に、チャレンジしたい
気持ちを皆で支えましょう

利用終了

02 アセスメントの目的と手法

本人の状況に応じたアセスメントの進め方

通所型…基本となるパターン

就労選択支援事業所へ通所して、アセスメントを実施します。



出張型

…就労選択支援事業所に通所することが困難な方

就労選択支援員が他の就労系サービス事業所へ訪問し、アセスメントを実施します。また、職場体験の機会を創出してアセスメントを実施する場合があります。

学校訪問型

…学校以外の場所に通うことが困難な方

就労選択支援員が学校へ訪問し、アセスメントを実施します。

自宅訪問型

…外出が困難で在宅による支援がやむを得ない方

就労選択支援員が自宅へ訪問し、アセスメントを実施します。



地域特性と対象者の状況により変化したり、実施方法を組み合わせたりする場合があります。就労選択支援は、決まった場所に通うだけではなく、本人の状況や住んでいる地域の資源に合わせて、実施方法を柔軟に組み合わせることが求められます。

組み合わせの例

☑ 地域の状況に合わせて

近くに就労選択支援事業所がない場合は、近隣の就労系福祉サービスと連携して出向く「出張型」で対応し、重要な面談の際のみ事業所を利用する「通所型」と組み合わせる。

☑ 学校生活に合わせて

在学中に利用する場合は、学校での様子を把握するための「学校訪問型」と、校外実習先に支援員が同行する「出張型」を組み合わせる。

※なお、実施できる支援内容や方法は就労選択支援事業所ごとに異なるため、利用を検討する際は、事前に事業所へご確認ください。



このように、本人が安心して力を発揮できる環境を優先し一人ひとりに合わせた支援スケジュールで進める場合があります。



03 多機関連携によるケース会議

支援方針を共有し、意思決定につなげる協議の場

就労選択支援員が多機関連携会議に向けて連絡調整等を行います。ご協力をお願いします。

会議の目的

1

アセスメント結果を共有し 適切な支援につなげる



アセスメントの結果を関係機関と共有し、支援の方向性を協議することで、適切な進路選択と次への支援に繋がります。

2

基本的な姿勢



本人中心の姿勢と中立性の確保。
会議の議論の中心に常に本人を置き、中立性の確保に努めます。

3

招集者

(就労選択支援事業所が主体となり、必要な機関を参集)



就労選択支援事業所が主体となり、市区町村、計画相談支援事業所、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、医療機関、教育機関など、本人の状況に応じた必要な関係機関を招集します。

4

会議での議論テーマ

(今後の方向性の検討、役割分担の確認)



アセスメント結果の解釈、本人の希望を踏まえた今後の進路の方向性の検討、次の支援機関への橋渡しの方法、関係機関間の役割分担の確認が主要テーマとなります。

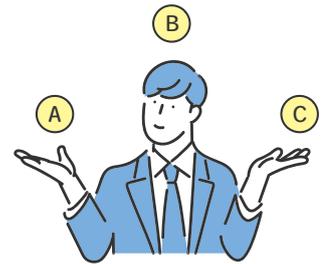
04 意思決定を支える情報提供

アセスメント結果を本人の選択につなげる工夫

就労選択支援は、進路を「判定・振り分け」するものではなく、本人が必要な情報を理解し、納得して進路を選ぶことを支えるサービスです。アセスメント、情報提供、フィードバックは、すべてこの目的のために一体的に行われます。

1. 選択肢を広げるための情報提供と整理

- フィードバックは、自己理解を深め、次の一歩に進むための重要なプロセスです
- 専門用語を避け、図・写真・具体例などを用いて分かりやすく伝えます
- 課題だけでなく、工夫や配慮によって可能になる点を合わせて示しましょう
- アセスメント結果が今後どう役立つのかを本人と一緒に確認し、「自分でこの道を選びたい」と納得できるような意思決定につなげましょう



2. 協同アセスメントとアセスメントシートの作成

- アセスメントシートは、本人の自己理解と意思決定を支えるための「共通の土台」です
- 支援者が一方的に評価するのではなく、本人との対話を重ねて作成しましょう
- できないことの列挙ではなく、強み（ストレングス）や力を発揮しやすい環境を具体化しましょう
- 観察された事実と支援者の見解を区別し、情報の妥当性を高めましょう
- 将来を見据えた進路の選択肢、必要な配慮や支援方法を整理しましょう
- 作成したシートは、福祉・労働・教育等の関係機関が共有できるように分かりやすくまとめましょう

3. 本人へのフィードバックと意思決定支援

- 本人の可能性を狭めないよう、多角的な情報をアセスメントと結びつけて提供しましょう
- 就労系福祉サービス、一般就労の雇用事例など、さまざまな事例を紹介しましょう
- 職種、業務内容、労働条件、地域の雇用状況など、多角的な視点から可能性を具体的に示しましょう
- 現在の状態だけでなく、将来を見据えた複数の進路プランとそれぞれのメリット・デメリットを伝えましょう
- 情報は単に提示するのではなく、本人の意向や価値観と照らし合わせて整理しましょう

4. 関係機関との共有と継続的活用

- アセスメント結果は、今後の支援を進めるための共通の資源となります
- 相談支援専門員と連携し、本人に合ったサービス等利用計画に反映させましょう
- 進路先（就労系福祉サービス・企業等）に対して、本人の希望や必要な配慮、具体的な支援方法を引き継ぎましょう
- 進路の希望や就労状況、将来の目標は変化するものです。その変化に合わせて計画を更新し、柔軟に活用していきましょう

第4章

就労選択支援における多機関連携と関係機関への協力のお願い

1. 就労選択支援における多機関連携の考え方

就労選択支援は就労選択支援員だけで完結するものではありません。実際には、本人の日常生活や学校での様子、これまでの支援経過、就労場面での状況などについて、関係機関それぞれが重要な情報を把握しています。これらの情報を持ち寄り、共有することで、本人の状況をより正確に理解することが可能になります。

一方で、多機関連携において大切なのは、情報を共有することだけではありません。関係機関がそれぞれの立場や役割を理解し合い、本人のためにどのような調整が必要かを一緒に考え、協力して対応していく姿勢が重要です。



2. 関係機関にお願いしたい主な協力内容

就労選択支援の質を高めるため、以下のご協力をお願いします。

市町村（障害福祉担当課）の役割

- 本制度が「判定」ではなく「自分を知るための支援」であることを丁寧に説明してください。
- アセスメント結果を踏まえた本人の状況や希望に応じた柔軟な支給決定をお願いします。
- ご家族のサポート体制が弱い場合は、サービス利用に向けた基幹・委託相談との情報共有と連携をお願いします。



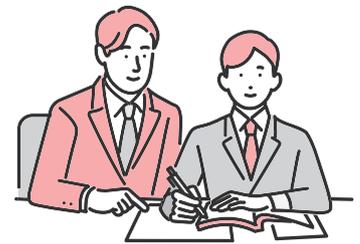
🌸 指定特定相談支援事業所の役割

- ✓ アセスメント結果をサービス等利用計画に確実に反映させてください。
- ✓ 一度きりで終わらず、長期的な視点で本人の変化を見守り、必要に応じて再利用を提案してください。



🌸 学校（特別支援学校・一般校）の役割

- ✓ 進路を考え始める段階での活用の促しにご協力ください。
- ✓ 学校生活での様子や配慮事項など、日常の情報提供にご協力ください。
- ✓ 授業や学校行事との兼ね合いを踏まえた利用が想定される方で、サポート力が乏しい場合は、早めにご相談いただき、関係者との連携にご協力ください。



🌸 労働関係機関（ハローワーク等）の役割

- ✓ アセスメント結果を、職業相談や職場実習、マッチング支援に活用し、ミスマッチのない就労を共に目指してください。



🌸 障害福祉サービス事業所の役割

- ✓ 利用者にステップアップの希望がある場合は、就労選択支援の活用を勧めてください。
- ✓ 引き継がれたアセスメント結果を、個別支援計画や環境調整に活かしてください。
- ✓ 就労系障害福祉サービスにとどまらず、その方を支えるさまざまな場面で、就労選択支援の結果を活かしてください。



第5章

就労選択支援に関するQ&A



Q1

15歳以上18歳未満の高校生が利用する場合
どのような手続きが必要ですか？

18歳未満の方が利用する場合は、児童相談所長から「利用が適当である」という意見書を、市区町村へ出してもらう必要があります。自治体によっては、学校を通じてまとめて手続きを進める場合もあります。



Q2

学校を休んで利用することになりますが
欠席扱いになるのでしょうか？

校長の判断により、欠席扱いにならず「出席停止等」として扱うことができます。進路選択のための活動として、学校側の配慮が可能です。



Q3

サービスを利用したら必ず福祉就労(B型など)に
行かなければなりませんか？

いいえ。就労選択支援は進路を決めつけるサービスではありません。自分の強みや必要な配慮を知り、一般就労・就労移行支援なども含めて、本人が納得して進路を選ぶための支援です。



Q4

放課後等デイサービスや
障害児入所施設を利用しているも
同じ日に利用できますか？

はい、可能です。

- ・放課後等デイサービス：時間帯が異なるため、同じ日に利用できます
- ・障害児入所施設：目的が異なるため、同じ日に利用できます

注意：成人向けの日中活動サービス（生活介護、就労移行、A型・B型等）との同一日利用は、原則できません



Q5

利用期間はどのくらいですか？
また、どこで受けるのですか？

標準的な利用期間は1か月程度です。そのうち、実際に事業所等で作業体験や評価を行うのは1～2週間程度（10～15日程度）を想定しています。



Q6

費用はかかりますか？

就労選択支援は、障害福祉サービス（訓練等給付）の一つです。原則、他の障害福祉サービスと同じ自己負担制度があります。ただし、所得に応じた月額上限があり、多くの場合は負担が軽減されます。

15～18歳未満でも、「者みなし」として扱われる場合は、本人の所得のみで判断され、自己負担が生じないケースが一般的です。詳しくは、お住まいの市町村障害福祉担当課にお問い合わせください。



Q7

すでに就労継続支援A型や
B型を利用している人でも利用できますか？

はい、利用可能です。

就労選択支援は、新しくサービスを利用する時だけでなく、現在利用中の方が「一般就労へステップアップしたい」「今の自分に合った別の働き方を検討したい」と考えたタイミングでも利用できます。まずは担当の相談支援専門員にご相談ください。



Q8

近くに「就労選択支援事業所」がない場合は
どうすればいいですか？

事業所が近くになくても、学校や利用中の施設へ支援員が出向いて支援を行う方法が取られる場合があります。対応できるかどうかは事業所ごとに異なるため、事前の確認が必要です。

また、事業所数が少なく待機期間が長期に及ぶ場合など、やむを得ない事情がある場合には、就労選択支援事業所によるアセスメントを経なくても、就労移行支援事業所等による従来の就労アセスメントを受けることで、就労継続支援B型の利用申請を行うことが認められます。



Q9

希望しても、
すぐ利用できないことはありますか？

事業所の空き状況や、市町村で支給決定が行われるまでに一定の期間を要する場合があります、すぐに利用できないことがあります。希望する時期にスムーズに利用するためにも、早めに市町村障害福祉担当課の窓口や学校の先生へ相談しておくことをおすすめします。

🌸 そのほかご不明な点があれば各市町村の障害福祉担当課にご相談ください 🌸

おわりに -本ガイドブックの活用について-

1. 沖縄県版ガイドブックと国（厚生労働省）ガイドブックの違い

本ガイドブックは、沖縄県の地域特性や支援体制を踏まえて作成した実務向けの内容です。一方、厚生労働省のガイドブックは、就労選択支援制度の全国共通の考え方や基本的な仕組みを示しています。両方を合わせて活用することで、制度の全体像（国のガイドブック）、地域での具体的な運用（沖縄県版ガイドブック）をバランスよく理解することができます。

参考：厚生労働省 就労選択支援実施マニュアル 関連資料（沖縄県ホームページより）

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kyoiku/shogaifukushi/1007022/1018788/1007034/1034542.html>



2. 制度を知るための動画とご家族向けのご案内

① 就労選択支援の目的や内容を、分かりやすく解説した動画

障害者就業・生活支援センターブリッジのホームページよりダウンロードできます。
<https://bridge-youwakai.amebaownd.com>



② 対象者・ご家族向けのご案内

障害者就業・生活支援センターブリッジのホームページよりダウンロードできます。
<https://bridge-youwakai.amebaownd.com>



3. 就労支援のためのアセスメントシートについて

厚生労働省では、「就労支援のためのアセスメントシート」の活用を推奨しています。このアセスメントシートでは、個人と環境の相互作用、本人と支援者による協働評価、ストレングス（強み）に着目する視点を大切にしています。

参考：独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者職業総合センター

<https://www.nivr.jeed.go.jp/research/kyouzai/kyouzai78.html>



4. 参考図書・参考資料のご案内

就労選択支援だけでなく、就労支援や意思決定支援の理解を深めるため、参考となる文献
前原 和明 編『就労選択支援ガイドブック』中央法規出版、2026年4月

5. 本ガイドブックの作成について

本ガイドブックは、沖縄県障害福祉課 就労移行等連携調整事業を活用して作成しています。

監修：医療法人陽和会 障害者就業・生活支援センターブリッジ

参考：滋賀県 湖南地域「湖南地域における就労選択支援事業のちょこっとマニュアル」

作成：株式会社アソシア

